

第3号様式(第6条関係)

(記入例)

沖縄県〇〇〇〇事務所長 殿

申請者
所在地
名称
代表者氏名

法人事業税課税免除申請書

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条の規定に基づき、下記のとおり法人の事業税の課税免除を申請します。

対象地域	(地域名)	(市町村名)	対象事業	製造業			
	産業イノベーション促進地域	那覇市		課税免除前	課税免除後		
事業年度	付表の「県内課税標準額5」		〇〇年 4月 1日から	〇〇年 3月 31日	付表の「免除後の県内課税標準額」		
区分	県内分課税標準額(円)	税率	税額(円)	県内課税標準額(円)	税率	税額(円)	
所得金額	年400万円以下の金額 (1)	4,000,000	3.5	140,000	2,888,000	3.5	101,000
	年400万円を超え年800万円以下の金額 (2)	4,000,000	5.3	212,000	2,888,000	5.3	153,000
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額 (3)	7,000,000	7.0	490,000	5,055,000	7.0	353,800
	合計 (1)+(2)+(3) (4)	15,000,000		842,000	10,831,000		607,800
収入金額	(5)						
合計事業税額	(4)+(5)			842,000			607,800
課税免除に係る課税標準額の算出に必要な基礎数値	県内分	左のうち課税免除対象設備に係る分					
	従業者数	固定資産の価額	従業者数	固定資産の価額			
	18人	円	5人	円			
新設し、又は増設した設備等	特別償却に関する明細書を提出した税務官署名又は提出年月日		税務署への法人税申告書提出日				
	新設し、又は増設した場所		新設設備の設置場所住所				
	新設し、又は増設した年月日		〇〇年7月1日、〇〇年10月1日				
	事業の用に供した年月日		〇〇年7月1日、〇〇年10月1日				
	有価減価償却資産の合計額		23,000,000円				

注 1 この「従業者数」欄については県内の事業所等に従事する従業者の総数を、「固定資産の額」欄については県内に所有する事業所等の固定資産の価額を記載すること。
 2 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「新設、改修又は増設」とする。
 3 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等」とする。
 4 要旨の規格は、日本産業規格A4判とする。

(記入例) 7/1に1100万円、10/1に1200万円の機械を購入した場合

附表

法人事業税課税免除申請書(3号様式)の明細書		法人名												
新設し、又は増設した設備等を事業の用に供した日														
		〇〇年7月1日、〇〇年10月1日												
国税における優遇措置に関する状況 (租税特別措置法の適用)	第42条の9第1項(法人税額の特別控除)の適用の有無	有	無											
	第45条第1項(特別償却)の適用の有無	有	無											
	第52条の3(準備金方式による特別償却)の適用の有無	有	無											
	第60条(認定法人の所得の特別控除)の適用の有無	有	無											
	(その他適用を受けない理由等)													
新設し、又は増設した設備等の取得価額について	設備等の種類	取得価額(円)												
課税免除の対象となる事業の用に供する一の設備等であって、これを構成する減価償却資産(法人税法施行令第13条第1号から第7号に掲げるものに限る。)の取得価額	建物及びその附属設備													
	構築物													
	機械及び装置	23,000,000												
	車両及び運搬具													
	工具、器具及び備品													
	計	23,000,000												
区分	〇〇年 4月 1日 から 〇〇年 3月 31日 まで													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	分割基準適用後の年度末の数値
1	新設し、又は増設した設備に直接従事する人数						2	3	2	2	2	3	14	2
	上記以外の従業者数	7	7	7	7	7	4	3	3	4	4	4	64	6
2	新設し、又は増設した設備に直接従事する人数				2	2	2	5	5	5	5	31	3	
	上記以外の従業者数	9	9	9	9	9	9	8	8	7	7	101	7	
法人が県内に所有する事業所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数	(a)													
課税免除の基礎となる数値	①+③+④+⑤+⑥+(a) (上記の総合計)												5	
課税免除の基礎となる数値	①+②+③+④+⑤+⑥+(a) (上記の総合計)												18	
区分	課税標準額(円)⑤	(イ)/(ロ)	課税免除に係る分(円)⑥	免除後の県内課税標準額(円)⑤-⑥										
所得金額の計算	年400万円以下の金額	100円未満切り捨て	(イ)/(ロ)	免除後の県内課税標準額(円)⑤-⑥										
	年400万円を超え年800万円以下の金額	4,000,000	5/18	2,888,000										
	年800万円を超える金額又は軽減税率不適用法人の金額	7,000,000	5/18	5,055,000										
	合計	15,000,000		10,831,000										
		4,166,667												

注 1 この明細書は、法人事業税の課税免除申請の際、法人事業税課税免除申請書(3号様式)と併せて提出してください。
 2 課税免除及び不均一課税に関する条例第8条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「新設、改修又は増設」とする。
 3 課税免除及び不均一課税に関する条例第9条の規定の適用を受けようとする場合には、「新設し、又は増設」とあるのは、「取得等」とする。
 4 用紙の規格は、日本産業規格A4判とする。

該当するものに○してください。

該当する項目に取得価格合計額を記入してください。
 1000万円超
 (産業イノベーション促進地域においては機械及び装置並びに器具及び備品については500万円超)

分割法人については、年度末合計人数の数値と確定申告分割基準(第10号様式)の沖縄県の数値と一致させてください。

事業年度の途中で新設した場合:
 3(年度末の数値)×6/12(新設してからの期間)=1.5→2

著しい変動のある場合:最大値が最小値の2倍超になっている。
 64(合計)÷12=5.33→6

著しい変動のある場合:最大値が最小値の2倍超になっている。
 31(合計)÷12=2.58→3

著しい変動のない場合は年度末の数値